

# 山梨県公報

号外第五号

平成二十七年

二月四日

水曜日

## 目次

### 条 例

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………一

○ 山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第一号)(私学文書課)

1 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例(条例第二号)(警察本部組織犯罪対策課)

1 少年鑑別所法の制定に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、少年鑑別所法の施行の日から施行することとした。

## 条 例

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

(山梨県情報公開条例の一部改正)

第二条 山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第六号ホ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

(山梨県個人情報保護条例の一部改正)

第三条 山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第七号ホ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第二号

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例

山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第四号中「少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第十六条」を「少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三条」に改める。

### 附 則

この条例は、少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番